

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県佐倉市中志津三丁目37番7号

氏 名 株式会社 ノース

代表取締役 北 一平



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

鈴木 康友



許可の年月日 令和8年11月1日

許可の有効年月日 令和15年10月31日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鋤さい、ばいじん

以上 16品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年11月 1日 新規許可

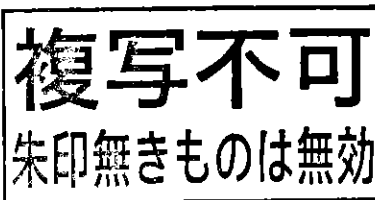
令和 8年10月16日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

（県内政令市の積替え許可について記載）

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県佐倉市中志津三丁目37番7号

氏 名 株式会社 ノース

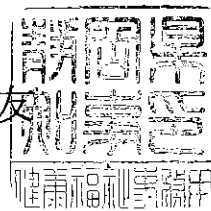
代表取締役 北 一平

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

鈴木 康友



許可の年月日 令和8年11月1日

許可の有効年月日 令和15年11月1日

1. 事業の範囲

事業の区分

特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四

複写不可
朱印無きものは無効

塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃水銀等

以上 97品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年11月 1日	新規許可
令和 8年10月16日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無
(県内政令市の積替え許可について記載)

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無